

事業終了時の措置等

1. 次期事業の検討への協力

S P Cは、事業終了の3年程度前から、次期事業の実施のために参議院が必要と認めて指定する資料・情報を随時提供するとともに、次期事業の検討や次期事業者への業務説明の実施等について、参議院と協議の上、必要な協力を行う。

2. 事業終了時の措置

(1) S P Cは、施設の維持管理等について、次の業務を実施する。

(a) S P Cは、事業期間を通じて、施設の保守、修繕等の履歴を記録・保存し、事業終了時に参議院に提出する。

(b) S P Cは、事業終了時までの修繕の計画について参議院と必要な協議を行った上で、事業終了時の2年前までに、次に掲げる資料を参議院に提出し、施設の保守、修繕等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料の整備状況の確認を受ける。なお、このとき、事業終了直後に建築各部位及び設備機器の修繕・更新が集中しないよう適切な修繕計画を立案する。

ア. 維持管理業務の実施により更新した図面

イ. 維持管理業務の実施により更新した保全に関する資料

ウ. 修繕、保守及び運営等の実施状況に係る資料

エ. 施設劣化点検報告書

オ. 事業終了時までの修繕計画書

カ. 事業終了後15年間の中長期保全計画書

キ. その他参議院が必要と認める資料

(c) S P Cは、要求水準を満たすよう、事業終了時までに、(b)の協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行い、参議院に確認を受ける。

(d) S P Cは、事業終了時に、次に掲げる資料を参議院に提出して確認を受ける。

ア. 事業終了時の施設の状況に即して更新した(b)ア. からカ. の資料

イ. その他参議院が必要と認める資料

(e) 事業期間終了時に、S P Cにより維持管理が行われた施設等が、事業開始時における施設の要求水準を満たしていることを確認できる資料を参議院に説明、提出し確認をうける。

(2) 各種設備・機器、及び什器・備品関連業務の対象である什器・備品並びに業務必要な消耗品(残数のみ)は事業終了後も参議院が引き続き使用できるよう、事業終了時に参議院に引き渡す。

(3) 事業期間終了に当たり、引き継ぎ資料として各業務マニュアルを参議院に提出するものとする。

(4) 事業終了時に確認できなかった要求水準の重大な未達があった場合、事業終業後1か年、是正措置を講じるものとする。